

| |
|---|
| <p>①件名</p> <p>東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金免除措置の継続について</p> |
| <p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 東日本大震災から6年が経過しようとしており、各種復旧・復興事業が進む一方で、いまだに多くの方々が、仮設住宅等での生活を余儀なくされている現状にあり、一日も早い自立再建に踏み出していただくことが最大の課題となっているが、避難生活の長期化は、ストレスの増加や生活不活発状態等による生活習慣病の重症化が危惧される。</p> <p>【目的】 自立再建に踏み出していただくためには、生活再建を支える健康維持が大切であることから、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部負担金免除措置を継続するもの。</p> |
| <p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱 （平23年石巻市告示第143号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> |
| <p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>平成23年3月から平成24年9月まで（国 10／10） 対象者 ・半壊以上 ・主たる生計維持者が死亡、行方不明 ・主たる生計維持者が事業の休廃止、失業</p> <p>平成24年10月から平成25年3月まで（国 8／10、県 2／10） 対象者 ・半壊以上 ・主たる生計維持者が死亡、行方不明 ・主たる生計維持者が事業の休廃止、失業</p> <p>平成25年4月から平成26年3月まで未実施</p> <p>平成26年4月から平成28年3月まで （国 8／10、被災3県に対する追加財政支援充当 2／10） 対象者 ・大規模半壊以上、かつ住民税非課税 ・主たる生計維持者が死亡又は行方不明、かつ住民税非課税</p> <p>平成28年4月から平成29年3月まで（国 8／10、市（国保財政調整基金） 2／10） 対象者 ・大規模半壊以上、かつ住民税非課税 ・主たる生計維持者が死亡又は行方不明、かつ住民税非課税</p> |
| <p>⑤主要内容</p> <p>東日本大震災の被災者に係る医療費一部負担金の免除措置を継続する。</p> <p>1 免除対象者 ①大規模半壊以上、かつ住民税非課税世帯 ②主たる生計維持者の死亡又は行方不明の世帯であった者、かつ住民税非課税世帯 （平成28年度と同じ）</p> <p>2 免除期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日</p> |

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

被災者の医療機会の確保と経済的負担の軽減が図られ、健康維持が期待される。

【影響】

- 1 免除対象見込者数 約6,000人（国保被保険者の約16%）
- 2 一部負担金免除実施に伴う財政収支見込額

| 区 分 | 金 額 |
|----------------|--------------|
| ① 免除見込額 | 約 760,000 千円 |
| ② 国調整交付金（8/10） | 約 600,000 千円 |
| ①－② 市国保負担額 | 約 160,000 千円 |

※市国保負担分については、国保財政調整基金を充てる

⑦他の自治体の政策との比較検討

平成28年度実施している県内市町の状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|--------|--------|
| 塩釜市 | 実施 | 検討中 |
| 気仙沼市 | 〃 | 実施を表明 |
| 名取市 | 〃 | 検討中 |
| 多賀城市 | 〃 | 実施を表明 |
| 東松島市 | 〃 | 検討中 |
| 松島町 | 〃 | 検討中 |
| 七ヶ浜町 | 〃 | 検討中 |
| 女川町 | 〃 | 検討中 |

※平成28年度は、上記市町以外実施していない。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成29年3月 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱の一部改正（施行期日：平成29年4月1日）

⑨その他